

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.2

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Australia, Austria, Canada, Israel, Japan, Kenya, Libya, Mexico, New Zealand, Panama, South Korea, Turkey, United Kingdom

第 80 回国連総会第一委員会は、

国際人道法を想起し、

AI 技術の急速な発展がもたらす機会と課題を再認識し、

AI は急速に発展し日々進化し続けていることを再認識し、

AI は人間の尊厳、権利、自由が守られたうえで使用されなければならないことに留意し、

AI が国際社会に負の影響を与えることはあってはならないことを認識し、

生成 AI の発言に透明性を持たせることの重要性を認識し、

生成 AI の発言の情報源が明確でない現状を残念に思い、

生成 AI の思考プロセスがわからない現状を残念に思い、

国際社会で共通の認識と規定を持つための委員会設立の重要性を強調し、

各国の情報伝達の円滑化を図るために各国に委員会の支部を置くことの重要性を思い起こさせ、

AI が不当に使用されないよう監視を行うことの重要性を強調し、

各国特有のルールが必要であることに留意し、

各国が定めた特有ルールは委員会によって校閲されなければならないことを認識し、

軍事用 AI における人間の最終判断の必要性を強調し、

AI 使用における責任の所在は常に人間と国家に帰属することを強調し、

1. 各国に対し、以下のような生成 AI を使用することを非難する：
 - a. 生命や基本的人権に直接的に危害を加える AI システム；
 - b. 社会的利益や人権保障を脅かす AI システム；
2. 国連に対し各国に配置された AI 統治委員会（AI General Committee）が以下のことを行うことを強く要請する：
 - a. 生成 AI、軍事 AI の国際的な共通ルールを基にした AI 利用状況の監視；
 - b. AI に関する共通ルールの作成；

- c. 国際的な議論；
- 3. 国連事務総長に対し、AI 統治委員会（AI General Committee）を国連第一委員会のもとに設置し、以下の部署に分けることを要請する：
 - a. 軍事用 AI 部署；
 - b. 生成 AI 部署；
 - c. 裁判部署；
- 4. 生成 AI 部署に対し、以下のことを行うことを要請する：
 - a. 生命や基本的人権に直接的に危害を加える生成 AI システムの使用の規制；
 - b. 社会的利益や人権保障を脅かす生成 AI システムの使用の規制；
 - c. 国際社会での情報共有；
 - d. 誤作動の報告書提出を 5 年に 1 度新機関加盟国に課す；
 - e. 報告された誤作動の事例の公開；
- 5. 軍事用 AI 部署に対し、以下のことを行うことを要請する：
 - a. 生命や基本的人権に直接的に危害を加える軍事 AI システムの使用の規制；
 - b. 社会的利益や人権保障を脅かす軍事 AI システムの使用の規制；
 - c. 国際社会での情報共有；
 - d. 誤作動や国の AI 軍事兵器に関しての報告書提出を 5 年に 1 度新機関加盟国に課す；
- 6. 裁判部署に対し、以下のことを行うことを要請する：
 - a. AI の使用、開発による問題の責任追及；
 - b. 生成 AI に関する問題の責任帰属；
- 7. 新機関加盟国に対し、国連分担金比率にのっとりたお金を新機関に資金提供することを要請する；
- 8. 新機関加盟国に対し、生成 AI, 軍事 AI の報告書を各国裁量で新機関に提出する；
- 9. 国連加盟国に対し生成 AI の発言には以下のことを表示させることを要請する：
 - a. 発言内容、情報の出典；
 - b. 思考のプロセス；
- 10. 国連加盟国に対し AI 統治委員会（AI General Committee）を韓国に設置すること強く要請する；
- 11. AI 統治委員会（AI General Committee）に対し、専門家を交えて AI に関する以下のこと明記した共通ルールを作成することを要請する：
 - a. 以下のことについて考慮した罰則；
 - i. 故意の有無；
 - ii. 被害が国際社会に与えた影響；
 - iii. 違反した団体の規模；

- b. 国防、安全保障用途は対象外とした軍事 AI の段階的規制；
 - c. 各国裁量の自国の企業が開発した生成 AI の訓練データ及びアルゴリズムの公開；
 - d. 以下の場合に分けた責任帰属；
 - i. 第三者の関与が見られないかつシステムに不備が生じた場合はその AI を作った人物、団体、組織；
 - ii. AI の不当な使用等が見られた場合は使用者；
 - iii. 国家が共通ルールに反した行動をした場合は国家；
12. 各国に対し、他国の安全保障を脅かす目的で AI を使った国への経済制裁を行うことを促す。